

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年7月14日(2011.7.14)

【公開番号】特開2008-173469(P2008-173469A)

【公開日】平成20年7月31日(2008.7.31)

【年通号数】公開・登録公報2008-030

【出願番号】特願2007-336517(P2007-336517)

【国際特許分類】

A 6 1 M 1/28 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 1/28

【手続補正書】

【提出日】平成23年6月1日(2011.6.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

制御コンピュータを備える腹膜透析装置において実施される方法であって、前記制御コンピュータにおいて、

腹膜透析装置の作動に用いられる治療パラメータの値を新しい値に変更するための命令を受け取る工程、

新しい値が治療パラメータに対する所定の最大値を超えるか否かを判定する工程、

新しい値が所定の最大値を超えている場合、新しい値を拒否する工程、

新しい値が所定の最大値未満である場合、新しい値が治療パラメータに対する所定の最小値未満であるか否かを判定する工程、

新しい値が所定の最小値未満である場合、その新しい値を拒否する工程、および

新しい値が所定の最小値を超える場合、少なくとも部分的に新しい値に基づいて、腹腔内に充填される透析溶液の全充填容積パラメータのための更新された値を計算する工程であって、前記計算は最後の充填容積および休止数が共にゼロであるか、あるいは最後の充填容積および休止数のいずれか一方または両方がゼロより大きいかを判定することを含む工程を実行することからなり、

前記治療パラメータは、腹腔内に充填される透析溶液の充填容積、充填数、最初の充填容積、最後の充填容積、休止数、休止のために腹腔内に充填される透析溶液の容積（すなわち休止容積）、タイダル療法における透析溶液の充填容積（すなわちタイダル充填容積）、タイダル療法における透析溶液の排液容積（すなわちタイダル排液容積）のうちの1つ以上からなる方法。

【請求項2】

最後の充填容積のみがゼロより大きい場合、全充填容積パラメータのための更新された値は、少なくとも部分的に、充填数、充填容積、および最後の充填容積に基づいて計算される請求項1に記載の方法。

【請求項3】

休止数のみがゼロより大きい場合、全充填容積パラメータのための更新された値は、少なくとも部分的に、充填数、充填容積、休止数、および休止容積に基づいて計算される請求項1または2に記載の方法。

【請求項4】

最後の充填容積および休止数が共にゼロより大きい場合、全充填容積パラメータのための更新された値は、少なくとも部分的に、充填数、充填容積、休止数、休止容積、および最後の充填容積に基づいて計算される請求項1～3のいずれか一項に記載の方法。

【請求項5】

最後の充填容積および休止数が共にゼロである場合、全充填容積パラメータのための更新された値は、少なくとも部分的に、充填数および充填容積に基づいて計算される請求項1～4のいずれか一項に記載の方法。

【請求項6】

前記制御コンピュータにおいて、全充填容積パラメータの更新された値を透析溶液の全容積の値と比較する工程を更に備える請求項1～5のいずれか一項に記載の方法。

【請求項7】

透析溶液の全容積の値がユーザ入力として受け取られる請求項6に記載の方法。

【請求項8】

全充填容積パラメータの更新された値が透析溶液の全容積の値よりも大きい場合、新しい値が拒否される請求項6または7に記載の方法。

【請求項9】

全充填容積パラメータの更新された値が透析溶液の全容積の値よりも小さい場合、治療パラメータの値が新しい値に変更される請求項6～8のいずれか一項に記載の方法。

【請求項10】

治療パラメータが、充填容積、充填数、最後の充填容積、休止数、休止容積、タイダル充填容積、およびタイダル排液容積のうちの1つ以上からなる請求項1～9のいずれか一項に記載の方法。

【請求項11】

制御コンピュータを備える腹膜透析装置であって、前記制御コンピュータは下記の工程、すなわち、

腹膜透析装置の作動に用いられる治療パラメータの値を新しい値に変更するための命令を受け取る工程、

新しい値が治療パラメータに対する所定の最大値を超えるか否かを判定する工程、

新しい値が所定の最大値を超えている場合、新しい値を拒否する工程、

新しい値が所定の最大値未満である場合、新しい値が治療パラメータに対する所定の最小値未満であるか否かを判定する工程、

新しい値が所定の最小値未満である場合、その新しい値を拒否する工程、および

新しい値が所定の最小値を超える場合、少なくとも部分的に新しい値に基づいて、腹腔内に充填される透析溶液の全充填容積パラメータのための更新された値を計算する工程であって、前記計算は最後の充填容積および休止数が共にゼロであるか、あるいは最後の充填容積および休止数のいずれか一方または両方がゼロより大きいかを判定することを含む工程を実行するように構成されており、

前記治療パラメータは、腹腔内に充填される透析溶液の充填容積、充填数、最初の充填容積、最後の充填容積、休止数、休止のために腹腔内に充填される透析溶液の容積（すなわち休止容積）、タイダル療法における透析溶液の充填容積（すなわちタイダル充填容積）、タイダル療法における透析溶液の排液容積（すなわちタイダル排液容積）のうちの1つ以上からなる装置。

【請求項12】

最後の充填容積のみがゼロより大きい場合、全充填容積パラメータのための更新された値は、少なくとも部分的に、充填数、充填容積、および最後の充填容積に基づいて計算される請求項11に記載の装置。

【請求項13】

休止数のみがゼロより大きい場合、全充填容積パラメータのための更新された値は、少なくとも部分的に、充填数、充填容積、休止数、および休止容積に基づいて計算される請求項11または12に記載の装置。

【請求項 14】

最後の充填容積および休止数が共にゼロより大きい場合、全充填容積パラメータのための更新された値は、少なくとも部分的に、充填数、充填容積、休止数、休止容積、および最後の充填容積に基づいて計算される請求項 11～13 のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 15】

最後の充填容積および休止数が共にゼロである場合、全充填容積パラメータのための更新された値は、少なくとも部分的に、充填数および充填容積に基づいて計算される請求項 11～14 のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 16】

制御コンピュータは、更に全充填容積パラメータの更新された値を透析溶液の全容積の値と比較するように構成される請求項 11～15 のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 17】

透析溶液の全容積の値がユーザ入力として受け取られる請求項 16 に記載の装置。

【請求項 18】

全充填容積パラメータの更新された値が透析溶液の全容積の値よりも大きい場合、新しい値が拒否される請求項 16 または 17 に記載の装置。

【請求項 19】

全充填容積パラメータの更新された値が透析溶液の全容積の値よりも小さい場合、治療パラメータの値が新しい値に変更される請求項 16～18 のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 20】

治療パラメータが、充填容積、充填数、最後の充填容積、休止数、休止容積、タイダル充填容積、およびタイダル排液容積のうちの 1 つ以上からなる請求項 11～19 のいずれか一項に記載の装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】腹膜透析装置および腹膜透析装置において実施される方法

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

この開示は腹膜透析装置および腹膜透析装置において実施される方法に関する。